特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和5年 R (2023年)

No. 15894 1部377円 (税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

Ħ 次

☆主要判決全文紹介[知財高裁特別部][上](1)

文紹介

《知的財産高等裁判所特別部・大合議判決》

特許権侵害差止等請求控訴事件

(「椅子式マッサージ機 | 事件 - 逆転充足。特許権者製品と侵害品とが海外で競合していれば、 102条2項適用あり。2項推定覆滅部分に対する3項重畳適用の規範を示した。)[上](全2回)

- 令和2年(ネ)第10024号、令和4年10月20日判決言渡ー

【本判決の要旨、若干の考察】

- 1. 充足論(逆転充足)
- 1-1. 原判決=一審判決(非充足)

原判決(大阪地判平成30年(ワ)第3226号)は、「…補正における原告の説明は、請求項2の追加に かかわらず、本件発明 C-1の『空洞部』につき、その全体にわたって『内側立上り壁』が存在する構 成を前提としていたと理解される」などと理由を述べて、「本件発明C-1の『空洞部』は、その全体 にわたって『内側立上り壁』を備えるものをいうと解される。|と限定的に解釈して、非充足と判断した。

おかげさまで創業100周年

SUGIMURA & Partners

代表弁理士 杉村 憲司 代表弁護士 杉村 光嗣*

岡本 岳 澤田 達也 深津 拓寛* 福尾 誠 吉澤 雄郎 駒木 寛隆* 時井 真* 鈴木 治 髙橋 恵美* 福井 敏夫 草留 夕雅* 渡辺 窓花* 石井 裕充 中山 健一 大島 かおり 奥 結美子 寺田 光邦* 鹿山 昌代 小山 祐

伊藤 孝志

泉卓也

齋藤 恭-鈴木 俊樹 井上 高雄 田中 睦美 北村 慎吾 長嶺 晴佳 福村 直久 屋代 直樹 齋藤 詩織 水口 拓歩 五百川 惟志

塚中 哲雄 冨田 和幸 村松 由布子 山口雄輔 田中 達也 坪内伸 高橋 林太郎 河合 隆慶 小松 靖之 柿沼 公二 辻 啓太 鈴木 裕貴 伊藤 佐保子 佐々田 洋

上原真

里見 紗弥子

下地 健一 石川 雅章 岡野 大和 酒匂 健吾 朴暎哲 藤木 門田 尚也 Stephen Scott*** Eric 邦夫 Morton** 木下 直俊

中田 未来生

大倉 昭人 川原 敬祐 結城 仁美 片岡 憲一郎 粟野 晴夫 内海 一成 塩川未久

高倉 みゆき

市川 蓮太朗

水間 章子 髙坂 晶子

寺嶋 勇太 吉田 憲悟 色部 暁義 坂本 晃太郎 真能 清志 市枝 信之 橋本 大佑 貴志 浩充 山﨑 誠 松村 直樹

清水 正

前田 勇人 永久保 宅哉 伊藤 怜愛 加藤正樹甲原秀俊 君塚 絵美 鈴木 麻菜美 山本 睦也

高井良 克己

金澤 佑太

野村 知美

** 米国弁護士

所員220名うち弁理士91名、弁護士10名、米国弁護士1名、欧州弁理士1名

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階 E-mail: DPATENT@sugimura.partners 電話: 03-3581-2241(代表) FAX: 03-3580-0506 URL: https://sugimura.partners/